

### 静岡県監査委員告示第3号

静岡県職員措置請求（平成28年度公益社団法人静岡県精神保健福祉会に対する補助金の交付に関する住民監査請求）の監査結果（平成29年11月21日静岡県監査委員告示第22号）に付された意見に基づいて改善措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年2月23日

静岡県監査委員 青木 清高  
静岡県監査委員 城塚 浩  
静岡県監査委員 吉川 雄二  
静岡県監査委員 佐野 愛子

意見を付した監査対象機関	監査結果通知年月日
健康福祉部障害者支援局障害福祉課	平成29年11月13日
<b>【意見の内容】</b> 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱及び保健衛生活動事業費補助金交付要綱の補助対象事業の規定が抽象的であることから、詳細な運用基準の策定などを通して公平性、透明性の確保に努めるとともに、補助金の交付の決定及び交付額の確定に当たり事業内容を慎重に審査し、必要に応じ補助対象団体への指導、助言に努められたい。	
<b>【措置の内容】</b> 補助対象団体に対し、対象事業の内容を例示するとともに、事業区分を明確にした記載例を提示し、補助対象事業を明確化することで、公平性、透明性の確保に努める。 また、補助金交付申請書や実績報告書に添付する書類について、具体的な事業内容を確認できる書類の提出を求め、事業内容を確認し、必要に応じた助言、指導を行い、事業内容を慎重に審査することで、適正な補助事業の執行に努める。	